

町長の 今日



10月27日、グランメッセ熊本で開催された「全国朝市サミット2012くまもとinましき」であいさつをする住永町長

10月16日から11月15日までの

主な動き

10月

- 16日：表敬訪問
100歳表彰
- 19日：御船地区衛生施設組合管理者会議及び議会
民生委員児童委員協議会例会
熊本産業団地協同組合第33回通常総会
- 20日：益城幼稚園運動会
第22回益城町文化祭開会式
- 21日：町婦人会役員研修見送り
- 22日：町政座談会（広安校区・木山校区）
- 23日：町老人クラブ連合会芸能大会
町政座談会（広安西校区）
益城町交番・駐在所連絡協議会定期連絡会
- 24日：郡内町職員年金者連盟グラウンドゴルフ大会
町政座談会（飯野校区）
- 25日：男女共同参画センター運営委員会
- 26日：町福祉スポーツ大会
平田教育集会所月見交流会
- 27日：全国朝市サミット2012くまもとinましき
第12回JAかみましき「JA祭」
- 29日：町議会視察研修（～31日まで）

11月

- 1日：町土地改良区との意見交換会
- 2日：第1回益城町健康づくり推進協議会
熊本県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会
熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会
- 4日：第17回津森文芸まつり
- 5日：津森小日奈久遭難慰霊祭献花式
ふれあい交流会（木山・福田）
- 6日：ひろやす荘落成式
- 7日：訪問介護員養成研修2級課程閉講式
町チャリティーゴルフ大会益金贈呈式（社会福祉協議会へ）
男女共同参画社会推進懇話会・推進委員会合同研修会
- 8日：町農業振興地域整備促進協議会
ふれあい交流会（広安西・津森）
- 9日：郡内町議会議員研修及び親善スポーツ大会
- 10日：町職員等人権学習・レクリエーション
- 11日：消防団非常呼集訓練
第17回町小学生駅伝大会
- 12日：ふれあい交流会（飯野・広安）
うがい茶の贈呈式
益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会臨時会
- 13日：町老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会
熊本空港ビルディング取締役会
囃子員研修

●すぐに相談することが大切

消費者トラブルにあったのではないかと考えた場合、すぐに信頼できる身近な人や消費生活センターに相談することが大切です。契約上のトラブルでは、お金を支払ってしまおうと返してもらおうことは大変なので、できるだけ支払う前に対処するのが有効です。支払った後にクーリング・オフなど事業者に解約を申し出るにも、期間の制限があります。

●消費生活センターに相談するとき

経緯をメモするなど整理をしておきましょう。そして、契約書、領収書、パンフレット、保証書など関係資料や、製品事故で病院へ行った場合には診断書、医療費の領収書などの損害に関する資料を用意し、最寄りの消費生活センターや地方自治体の法律相談窓口にご相談しましょう。消費生活センターや窓口が分からない

かしこい消費者

こんな場合は、どうすれば？

消費者トラブルにあったら

熊本県消費生活センター ☎383-0999
 役場住民生活課 消費生活相談窓口 ☎286-3111 内線111-112
 消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792
 富田セツコ ☎286-6525 吉村静代 ☎286-5914

い場合や急ぐときには「消費者ホットライン0570・064・370」へ電話をかけると最寄りの相談窓口につながります。消費者ホットラインは、土・日・祝日も利用できます。電話が混み合いつながらないときには、国民生活センターに平日バックアップ相談窓口「03・3446・1623」がありますのでこちらも利用できます。いずれも開設時間が決まっているので、ホームページなどで詳細を確認してください。

できるだけトラブルにあった本人が相談することが大切です。どのような状況で、どのようなことを言われ、どのように考えたのかを正確に伝えないと、相談員が適切に判断できません。どういう解決をしたいのかも本人の意向が決め手となります。どうしても本人が相談できない事情がある場合には、代理の人が、解

決の方向性を含めて、できるだけトラブルの内容を詳しく聞き取り、資料もできるだけ多く用意して相談してください。

●被害をまとめて解決する制度ができる？

消費者被害は被害者が多数で損害額が少額である場合が多く、一人一人の消費者が、交渉したり裁判を起こすことは大変です。効率的ではありません。そこで、第1段階で、内閣総理大臣認定の特定の適格消費者団体が、勧誘方法や契約内容に問題はないかなど、多数の被害者に共通する重要な争点について、裁判を起こします。その適格消費者団体が勝訴したら、第2段階で、多数の被害者から損害額の届け出を受け、これをまとめて、しかも簡易な手続きで賠償を請求することができるといって、新しい裁判制度が検討されています。

（国民生活センター発行「くらしの豆知識」より）